

令和6年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 85号 議 案	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	1
定 県 第 86号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 87号 議 案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 88号 議 案	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 89号 議 案	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 90号 議 案	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 91号 議 案	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例	16
定 県 第 92号 議 案	土採取規制条例の一部を改正する条例	19
定 県 第 93号 議 案	神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 94号 議 案	工事請負契約の締結について（都市計画道路城山多古線（仮称） 新坂下トンネル新設工事（その2））	23
定 県 第 95号 議 案	工事請負契約の締結について（向の岡工業高校実習棟他新築工事 （建築－第1工区））	24
定 県 第 96号 議 案	動産の取得について	25
定 県 第 97号 議 案	指定管理者の指定について（武道館）	26
認 第 1 号	令和5年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業 決算の認定について	27

宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第32条の条例で定める特定盛土等の規模は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるものとする。

2 法第32条の条例で定める土石の堆積の規模は、政令第4条各号に掲げるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 知事は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(手数料の減免)

第3条 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成等（法第10条第1項に規定する宅地造成等をいう。）に関してその災害が発生した日から6月以内に法第12条第1項若しくは第30条第1項の規定による許可、法第16条第1項若しくは第35条第1項の規定による変更の許可又は法第18条第1項若しくは第37条第1項の規定による検査を申請した場合においては、これらの申請に対する審査に係る手数料は、免除する。

2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可の申請に対する審査に係る許可申請手数料、法第16条第1項又は第35条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る変更許可申請手数料及び法第18条第1項又は第37条第1項の規定による検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅を建設する場合 前条の規定による額の5分の1の額

(2) 知事が、公益上必要と認める場合その他特別の理由があると認める場合 前条の規定による額の5分の1以上の額で知事が別に定める額

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止)

2 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）は、廃止する。

(神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止に伴う経過措置)

3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による変更の許可の申請に対する審査に係る手数料については、な

お従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第2条関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 500平方メートル以内のもの 1万6,000円 (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2万8,000円 (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 4万円 (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 5万9,000円 (5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 6万8,000円 (6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 9万3,000円 (7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 14万9,000円 (8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 22万9,000円 (9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 36万円 (10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 50万9,000円 (11) 10万平方メートルを超えるもの 65万8,000円
2 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 500平方メートル以内のもの 1万1,000円 (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1万4,000円 (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1万6,000円 (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 2万円

		<p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 2万9,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 3万2,000円</p> <p>(7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 3万9,000円</p> <p>(8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 5万4,000円</p> <p>(9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 7万4,000円</p> <p>(10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 11万1,000円</p> <p>(11) 10万平方メートルを超えるもの 13万6,000円</p>
3 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が65万8,000円を超えるときは、その手数料の額は65万8,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、変更前の盛土又は切土をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、1の項の右欄に規定する額の10分の1の額</p> <p>(2) 盛土又は切土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、増加した盛土又は切土をする土地の面積に応じ、1の項の右欄に規定する額</p>
4 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13万6,000円を超えるときは、その手数料の額は13万6,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の計画の変更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、変更前の土石の堆積をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の減少を伴う場合にあつては減少後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、2の項の右欄に規定する額の10分の1の額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の面積の増加を伴う土石の堆積に関する工事の計画の変更については、増加した土石の堆積をす</p>

		る土地の面積に応じ、2の項の右欄に規定する額
5 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 3,000平方メートル以内のもの 3,100円 (2) 3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 6,200円 (3) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 1万2,400円 (4) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 2万4,800円 (5) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 4万3,400円 (6) 10万平方メートルを超えるもの 6万2,100円

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、特定盛土等規制区域における規制対象規模を強化する規定等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項、特定非営利活動法人だんだんの樹の項及び特定非営利活動法人きづきの項を削り、同表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項中「横浜市磯子区森二丁目1番10号」を「横浜市磯子区洋光台三丁目11番23号」に改め、同表特定非営利活動法人鎌倉あそび基地の項中「鎌倉市常盤422番地6 フォルム鎌倉常盤101号」を「鎌倉市常盤145番地」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人農スクール	藤沢市葛原 1,100 番地の 9	令和 6 年 1 月 1 日から 令和11年10月31日まで
特定非営利活動法人だんだんの樹	横浜市泉区領家二丁目 6 番地の 1	令和 6 年 11 月 1 日から 令和11年10月31日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	横浜市中区真砂町三丁目33番地	令和 6 年 11 月 1 日から 令和11年10月31日まで

附 則

- この条例は、令和6年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人きづきの項を削る改正規定、同表特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及び特定非営利活動法人鎌倉あそび基地の項の改正規定並びに同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人農スクールの項に係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項及び特定非営利活動法人だんだんの樹の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行前に改正前の別表特定非営利活動法人きづきの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の項中「第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求め」を「に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等」に、「報告する」を「報告し、又は意見を建議する」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部改正に伴い、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の設置目的を変更するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を 改正する条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第10節 事業の登録（第49条～第52条）」

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条・第54条）」を

「第10節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第49条・第50条）」に、「第55条～第60条」を「第51条～第56条」に改める。

第8条中「第21条第8項」を「第21条第9項」に改める。

第11条の見出しを「(事業活動温暖化対策計画書等の提出等)」に改め、同条第1項中「」を」の次に「事業活動温暖化対策指針に基づき」を加え、同項第2号中「量」の次に「の削減に係る事項であって規則で定めるもの」を加え、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「規則で定めるところにより」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 特定大規模事業者以外の事業者（以下「中小規模事業者」という。）は、規則で定めるところにより、第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した計画書（以下「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」という。）を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出することができる。

第11条第4項を次のように改める。

4 第2項の規定は、前項の規定により中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した中小規模事業者（以下「計画書提出中小規模事業者」という。）について準用する。この場合において、第2項中「同項各号」とあるのは「第1項第1号、第2号若しくは第4号」と、「又は」とあるのは「当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき、又は」と読み替えるものとする。

第11条第5項及び第6項を削る。

第12条の見出しを「(事業活動に係る計画書の作成等への協力)」に改め、同条中「を提出する」を「又は中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書（以下「事業活動に係る計画書」という。）を提出する」に、「事業活動温暖化対策計画書の」を「事業活動に係る計画書の」に、「事業活動温暖化対策計画書に」を「事業活動に係る計画書に」に改める。

第13条の見出しを「(中小規模事業者に対する支援等)」に改め、同条第1項中「中小規模事業者等」を「中小規模事業者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 県は、中小規模事業者による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出し、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に基づき優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条の見出しを「(実績報告書等の提出)」に改め、同条中「事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者(以下「計画書提出事業者」という。)は、当該を「計画書提出特定大規模事業者は、」に改め、「(次条において「計画期間」という。)」を削り、「終了する日の属する事業年度」の次に「の翌事業年度」を加え、「規則で定めるところにより」を削り、「の状況」の次に「その他の規則で定める事項」を加え、「第16条において「排出状況報告書」を「以下「実績報告書」に改め、「)を」の次に「事業活動温暖化対策指針に基づき」を加え、同条に次の2項を加える。

2 計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間が終了する日の属する事業年度の翌事業年度までの毎事業年度、当該中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を記載した報告書(以下「中小規模事業者用実績報告書」という。)を事業活動温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により事業の廃止の届出を行った場合その他の規則で定める場合については、適用しない。

第15条を削る。

第16条中「事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書」を「事業活動に係る計画書及び実績報告書又は中小規模事業者用実績報告書」に、「計画書提出事業者」を「計画書提出特定大規模事業者又は計画書提出中小規模事業者(以下「計画書提出事業者」という。)」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(実績報告書等の評価及びその公表)

第16条 知事は、実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出特定大規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

2 計画書提出中小規模事業者は、中小規模事業者用実績報告書を提出した場合は、前項の規定による評価に準ずる評価を行うことを知事に求めることができる。

3 知事は、前項の規定により評価を行うことを求められたときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出中小規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定により評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。

5 知事は、第1項又は第3項の規定により評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該評価の結果を公表するものとする。

6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ第1項又は第3項の規定により評価を行った計画書提出事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第17条の見出しを「(指導、助言等)」に改め、同条第1項中「計画書提出特定大規模事業者」を「計画書提出事業者」に、「事業活動温暖化対策計画書」を「事業活動に係る計画書」に改め、「助言」の次に「並びに前条第1項又は第3項の規定による評価の結果に応じた情報の提供その他の必要な支援」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言を行うため必要な範囲において、計画書提出事業者が設置し、又は管理している事業所、事務所その他これらに類する場所（以下この項において「計画書提出事業者に係る事業所等」という。）において実地に調査を行う必要があるときは、当該計画書提出事業者に係る事業所等へその命じた者又は委任した者が立ち入ることについて、当該計画書提出事業者に協力を求めることができる。

第17条に次の1項を加える。

4 前項に規定する調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

第2章第10節を削る。

第2章第11節中第53条を第49条とし、第54条を第50条とする。

第2章第11節を同章第10節とする。

第55条第1号中「第14条、第15条」を「第14条第1項若しくは第2項」に改め、同条第2号中「第11条第3項（同条第5項）」を「第11条第2項（同条第4項）」に改め、同条第3号中「第11条第4項」を「第11条第3項」に、「事業活動温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書」に改め、第3章中同条を第51条とする。

第56条を第52条とし、第57条を第53条とし、同条の次に次の1条を加える。

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第54条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

(1) 第16条第1項又は第3項の規定により評価を行おうとするとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この条例（第2章第2節から第4節までに限る。）の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

2 知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くことができる。

(1) 事業活動温暖化対策指針、建築物温暖化対策指針又は特定開発事業温暖化対策指針を変更しようとするとき。

(2) 第17条第1項、第31条第1項又は第39条第1項の規定により指導、助言等を行おうとするとき。

(3) 第39条第2項の規定により改善を求めようとするとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この条例（第2章第2節から第4節までに限る。）の施行に関する事項（前項第2号に掲げる事項を除く。）を決定しようとするとき。

第58条を削り、第59条を第55条とし、第60条を第56条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の神奈川県地球温暖化対策推進条例（以下「新条例」という。）（第2章第2節及び第51条に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書又は同条第3項に規定する中小規模事業者用事業活動温暖化対策計画書を提出する場合について適用し、同日前に改正前の第11条第1項又は第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の神奈川県地球温暖化対策推進条例（第2章第2節及び第55条に限

る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

事業活動における温室効果ガスの排出削減対策を促進するため、事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みを導入するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条の3」を「第42条の4」に改める。

第42条の見出しを「(第一種指定化学物質の取扱量等の報告)」に改め、同条第1項中「第一種指定化学物質等取扱事業者」の次に「(第42条の4第1項において「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。)」を加え、「この項において同じ。」の管理に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を作成し、当該化学物質管理目標及び当該届出に係る第一種指定化学物質を「この条及び第42条の4第1項において同じ。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「化学物質管理目標を作成した」を「第一種指定化学物質の取扱量等を報告した」に、「化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する」を「報告に係る」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「化学物質管理目標を作成した」を削り、「当該化学物質管理目標及び当該化学物質管理目標の達成の状況に関する」を「第一種指定化学物質の取扱量等の報告に係る」に改め、同項を同条第4項とする。

第42条の3第1項に次のただし書を加える。

ただし、初回の報告を除き、当該期間中に排煙指定物質若しくは排水指定物質の排出、特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管又は第5号に規定する炭化水素系特定物質の発生がない場合は、この限りでない。

第5章第2節中第42条の3の次に次の1条を加える。

(化学物質管理計画書の作成及び提出)

第42条の4 第一種指定化学物質等取扱事業者その他の規則で定める者は、第一種指定化学物質の漏えい等を防止するため、事業所ごとに、当該第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この条において「化学物質管理計画書」という。）を作成し、当該化学物質管理計画書の内容を誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定により化学物質管理計画書を作成した事業者は、規則で定めるところにより、当該化学物質管理計画書を知事に提出しなければならない。化学物質管理計画書に記載した内容を変更したときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による化学物質管理計画書の提出があったときは、必要に応じ、助言その他の支援を行うものとする。

第110条の2第1項中「若しくは第2項」を削り、「第42条の3第1項」の次に「、第42条の4第1項若しくは第2項」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月9日提出

(提案理由)

令和5年度に行った条例の見直しに伴い、化学物質対策に関する報告制度の手続きの合理化を図るとともに、事業所からの化学物質の漏えい等防止を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）」を
「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条）」

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第161条の2）

に改める。

第2節 人員に関する基準（第161条の3・第161条の4）

第3節 設備に関する基準（第161条の5）

第4節 運営に関する基準（第161条の6～第161条の9）」

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第4条第1項中「及び第8章」を「、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに指定就労選択支援の指定を受け、又は指定就労選択支援の事業を再開する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準

用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項及び第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者その他規則で定める者」とあるのは「規則で定める者」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「及び第171条」を「、第171条及び第171条の2」に改める。

第190条及び第194条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）」に改める。

第5章の2 就労選択支援（第60条の2～第60条の8）」

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第14条第8項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。以下同じ」を、「行う者」の次に「（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに就労選択支援の事業を開始し、又は再開する場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければ

ならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第10条から第13条まで、第16条、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第32条（第2項第1号を除く。）、第36条、第37条、第39条、第40条、第42条、第43条及び第44条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第31条第2項」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

土採取規制条例の一部を改正する条例

土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第4号を次のように改める。

- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成等に関する工事及び同項の許可に係る宅地造成等に関する工事、同法第27条第1項の規定による届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事並びに同法第30条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事及び同項の許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事として行う土の採取

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及びこの条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受けている者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取に対する土採取規制条例の適用については、改正後の第14条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、条例の適用除外に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「、搬入、埋立て等」及び「とともに、県民の生活の安全を確保する」を削る。

「第2章 処理計画の作成等」を削る。

第4条第1項第2号中「。第9条第1項第4号において同じ」を削り、同条第2項第2号中「(以下「国等」という。)」を削る。

第3章及び第4章を削る。

「第5章 雑則」を削る。

第23条中「元請負人、」を「元請負人又は」に改め、「若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において同じ。）又は土砂埋立区域の土地の所有者」を削り、同条を第8条とする。

第24条第1項中「若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者」を削り、同条第2項中「第20条第7項の規定は、」を削り、「について準用する」を「は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない」に改め、同条を第9条とする。

第25条から第26条の3までを削る。

第27条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第6条の勧告に従わなかった」に改め、「、違反の事実」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号又は第2号」を「前項」に改め、同条を第10条とする。

第27条の2を第11条とする。

第28条第2項中「当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する章」を「前条及びこの条の規定を除き、この条例」に改め、同条第3項中「及び指定」を削り、同条を第12条とする。

第29条を第13条とする。

「第6章 罰則」を削る。

第30条から第32条までを削る。

第33条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第2号を削り、同条第3号中「第17条又は第23条」を「第8条」に、「報告」を「報告若しくは資料の提出」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第24条第1項」を「第9条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第14条とする。

第34条を第15条とする。

第35条に見出しとして「(両罰規定)」を付し、同条中「前5条」を「前2条」に改め、同条を第16条とする。

附則第5項中「平成21年4月1日」を「令和7年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けて行われている土砂埋立行為及び当該土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）に係る旧条例第3章（旧条例第13条第3項及び第18条第2項を除く。）及び第5章の規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による命令（旧条例第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合にするものを除く。）及び旧条例第26条の3第2項の規定による命令（旧条例第25条第1項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第26条の2から第27条までの規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした旧条例第13条第3項及び第18条第2項の規定による命令、旧条例第25条第1項の規定による命令（旧条例第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合にするものに限る。）並びに旧条例第26条の3第2項の規定による命令（旧条例第13条第3項又は第18条第2項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第27条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により指定されている土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）に係る同条から旧条例第24条までの規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 附則第2項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為等又は命令に係る土砂埋立区域又は土砂搬入禁止区域（以下「土砂埋立区域等」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該許可に係る土地の区域については、附則第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 7 附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域等の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第23条第1項若しくは第2項、法第39条第2項から第4項まで若しくは法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項から第5項までの規定は、適用しない。
- 8 施行日前にした行為及び附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、土砂埋立行為の許可等の規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 西松・エス・ケイ・ディ特定建設工事共同企業体
代表者 西松建設株式会社横浜営業所
所長 鎌田 英毅

- 2 請負契約金額 8億2,170万円

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

向の岡工業高校実習棟他新築工事（建築－第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
代表者 大野土建株式会社
代表取締役 大 野 攻

- 2 請負契約金額 13億697万6,000円

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

向の岡工業高校実習棟他新築工事（建築－第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

動産の取得について

動産買入れのため、次により契約を締結するものとする。

- 1 品 目 通信機器
- 2 契約者名 東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子
- 3 契約金額 3億1,900万円

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

通信機器買入れのため契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

武道館の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 武道館
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 シンコースポーツ株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
- 3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

武道館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

令和5年度神奈川県公営企業決算及び
神奈川県流域下水道事業決算の認定に
ついて

令和5年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和6年9月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治